

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	未受診による障害補償費支給の一時差止め	
根拠法令・条項	公害健康被害の補償等に関する法律 第28条第7項	
所 管 課	保健所 保健医療薬務課	
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合はその理由)	設定・設定できない 障害補償費の支給を受けている者が、正当な理由がなく、認定の更新や等級の見直し等の診査を受けないとき。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	適用除外
	適用除外の場合の根拠	行政手続法第13条第2項第4号に規定する「金銭を給付する」場合に該当するため。